

『左官業務及び内装仕上げ業務』 安全衛生のポイント

建築物のアスベスト(石綿)対策

(1) アスベストとは？

アスベストは、石綿（いしわた）と呼ばれているもので、天然に産出する鉱物の一種です。

アスベストは、熱や摩擦に強い等の性質から、これまでさまざまな用途に使用されてきましたが、特に建築材料として多量に使用されてきました。

鉄骨耐火被覆材



鉄骨の耐火用に使用

屋根裏



屋根裏の結露防止、断熱で使用
フェルト状

天井板



吸音で使用
石綿含有ロックウール

(2) アスベストによる健康障害

人体への有害性としては、アスベストの粉じんを吸い込むことにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

●石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せきなどの症状があり、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

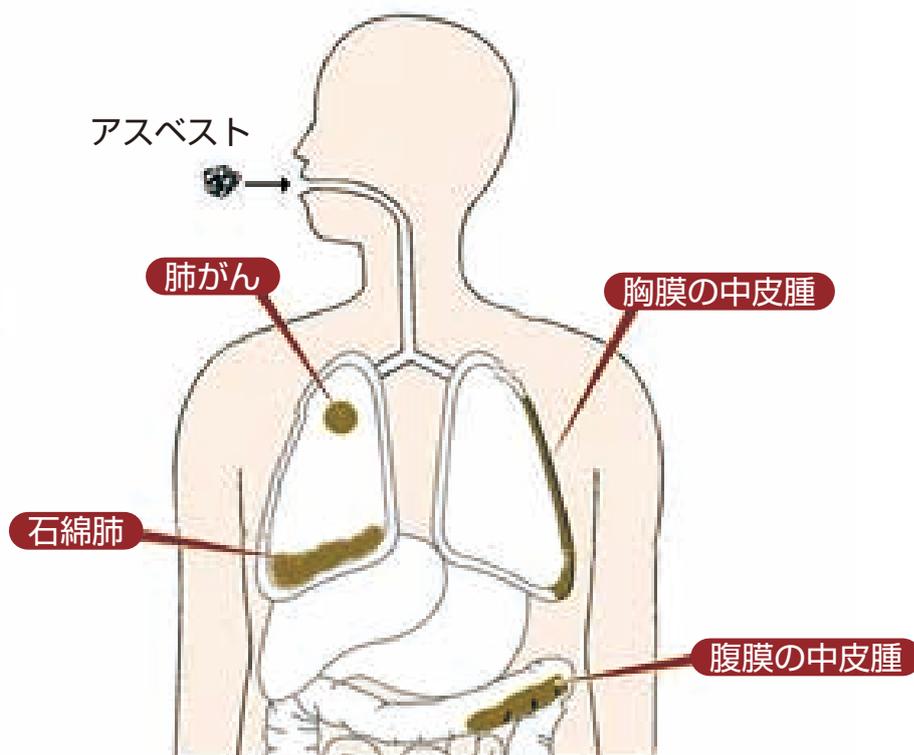
●肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

●胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

アスベストによって起こる主な病気



(3) 身のまわりのアスベスト

アスベストが使用されているおそれのある建築物は、特に2000年までに建てられた建築物に多く、防音、遮断、防水などを目的に住宅も含めて、広く使用されている可能性があります。

<建築物の施工部位の例>

天井／壁 内装	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床	石綿含有ロックウール吸音天井板
床	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
屋根	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
住宅の台、風呂、トイレ等の水回り床	石綿含有ビニル床シート

～建築物のアスベスト使用箇所のイメージ～

鉄骨耐火被覆材



鉄骨の耐火用

外壁材（波板）



外壁の強度補強

配管エルボ



配管の保温用

水回り床材



床の防水用

(4) 作業の方法(粉じんの発散の防止)

<負圧隔離>

吹付石綿、石綿含有保温材、耐火被覆材などの除去に当たっては、作業場所をビニールシート等で隔離し、負圧に維持しなければいけません。

<手ばらし作業>

石綿含有成形板の除去に当たっては、可能な限り破壊や破断を伴わない方法で行い、原則として手ばらしで、原形のまま除去します。それができない場合は十分に湿潤化し、高性能真空掃除機を使うなど集じんしながら作業してください。



<湿潤化>

原則として散水又は薬液の散布等により、湿潤化して作業を行います。



（５）特別教育の受講と作業主任者の指示

＜特別教育の受講＞

建築物や工作物の解体、改修などの工事や石綿の封じ込め、囲い込みの作業に従事する者は、アスベストの有害性や保護具の使用方法などについての特別教育を受けていなくてはなりません。



＜作業主任者の指示＞

建築物や工作物の解体、改修などの工事やアスベストの封じ込め、囲い込みの作業に従事する者は、アスベスト粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業主任者の指示に従って作業します。

(6) 保護具の使用

建築物の解体などの作業（アスベストの除去作業を含む）や、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣又は保護衣を使用します。

また、隔離した作業場所における吹き付けられたアスベストの除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。



(7) 作業に関係ない者の立入禁止措置

アスベストを取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示します。



（８）喫煙等の禁止と健康診断の実施

＜喫煙等の禁止＞

アスベストを取り扱う作業場では喫煙し、又は飲食することは禁止です。



＜健康診断の実施＞

アスベストの粉じんを発散する場所における業務に常時従事する者は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、アスベストに関する特殊健康診断を受けます。

